

私が賛成する最大の理由は国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪が犯罪組織参加罪を設けることになっ

ている。この条約は2000年に採択され、現在187カ国が批准している。国連加盟国で批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていないの

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪な信頼性や日本の金融機関対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大きな問題となつている。最近の罪組織に限定、対象犯罪を絞

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸出に関わっている。これらはISの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

共謀罪 わたしの視点

「共謀罪」の成立で二番目、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察が調べる自然や平和を守るため、企業側は個人情報を流出した。警察は企業との会議録事録からは、警察が「大々的な市民運動に展開する」御社の事業も進まない、「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

「共謀罪」の成立で二番目、風力発電施設の建設に反憤していることは、市民活動に対する活動家の身分を警察が調べる自然や平和を守るため、企業側は個人情報を流出した。警察は企業との会議録事録からは、警察が「大々的な市民運動に展開する」御社の事業も進まない、「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかに

自由と安全 均衡必要

テロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」(IS)も石油の密輸出に関わっている。これらはISの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール(抜け穴)になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

公共政策調査会研究センター長 板橋 功さん



いたばし・いさお 1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国土館大学非常勤講師。専門はテロ問題。

民に分かりやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。常に自由と安全のバランスを考えながら議論しないと

埼玉弁護士会 伊須 慎一郎さん



いす・しんいちろう 1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

現在も政治権力が市民活動に対して意見を言っている社会になつていない。共謀罪が成立したら、市民はますます萎縮し、自由な民主主義社会の基盤となる多様な意見が社会に流通しなくなる。憲法違反の疑い

市民活動の抑圧危惧

市民活動への不当な介入が行われると、市民の思想・良う。われている共謀罪が成立し、心・プライバシーが広範に侵襲されることになってしま 規定が定められている。例え

は、労働組合や市民活動の中に送り込まれたスパイが、情報収集して警察に自首すれば刑が免除される。そのため、グループ内は疑心暗鬼になる。集会・結社の自由は侵害され、市民活動に被害をもたらす。

(聞き手・岩橋歩)

2017年(平成29年)5月17日(水)

埼玉県大塚市では2014

